

簡易公募型プロポーザル実施要領
【湯来地域における小中一貫教育校校舎新築工事に伴う基本・実施設計業務】

1 目的

この実施要領は、湯来地域における小中一貫教育校校舎新築工事に伴う基本・実施設計業務を委託するに当たり、適切な設計者又は設計共同体（以下「設計者等」という。）を簡易公募型プロポーザル方式により特定するための必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

湯来地域における小中一貫教育校校舎新築工事に伴う基本・実施設計業務

(2) 業務内容

令和7年3月に策定した「湯来地域における小中一貫教育校の校舎新築に係る基本計画」に基づき、湯来地域の全ての小学校及び中学校（湯来東小学校、湯来南小学校、湯来中学校、砂谷中学校の計4校）を統合し、小中一貫教育校の校舎等整備に係る基本・実施設計業務を行う。

(3) 履行場所

佐伯区湯来町大字白砂

(4) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

(5) 参考業務規模

1億9,200万円程度（税込）を上限として見込んでいる。

3 業務実施上の条件

(1) 参加表明書を提出できる者の資格要件

参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）は、アからエまでに掲げる要件を全て満たす者であること。

また、参加表明者が設計共同体の場合には、全ての構成員がアからエまでに掲げる要件を全て満たすとともに、設計共同体がオに掲げる要件を全て満たすこと。

ア 本市の令和7・8年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されている者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

ウ 他の参加表明者の構成員や協力事務所として、本プロポーザルに参加していないこと。

エ (ア)から(オ)に掲げる要件を全て満たす者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則第2条に該当していないこと。

(イ) 公示の日から参加表明書の提出日までのいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

(ウ) 次のいずれにも該当していないこと。

a 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続

開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

- b 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者
 - (エ) 他の参加表明者のうちに、次に掲げる資本的関係又は人的関係において密接な関係を有する者（資本的関係又は人的関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がないこと。
 - a 親会社と子会社
 - b 親会社が同一である子会社
 - c 代表権を有する者が同一である会社
 - d 役員等が兼任している会社（一方の会社の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
 - e 役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社
 - f 前記aからeまでが複合した関係にある会社
 - g 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり審査の適正さが阻害されると認められる会社
 - h 社員が他の会社の事務や営業に関わっており審査の適正さが阻害されると認められる会社
 - i その他審査の適正さが阻害されると認められる会社
 - (オ) 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第28条第1号及び第2号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。
 - a 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - b 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者
 - c 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者
 - d 1カ月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者
 - e 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者
- オ (ア)から(ウ)までに掲げる要件を全て満たすこと。
- (ア) 構成員の数が2者となる設計共同体であること。
 - (イ) 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が過半であること。
 - (ウ) 構成員の出資比率は、業務分担率に準じていること。
また、各構成員の業務分担率は、30%以上とすること。

(2) 技術者の資格要件等

- ア 別紙4「広島市委託契約約款（建築設計業務用）」第14条の規定に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。
- イ 別紙4「広島市委託契約約款（建築設計業務用）」第15条の規定に基づく照査技術者（以下「照査技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士

であること。

ウ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。

なお、管理技術者及び照査技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。また、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備、外構に関する設計をとりまとめる設計
建築（構造）	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機などに関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備などに関する設計

※ 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

エ 管理技術者、照査技術者及び建築（総合）の主任担当技術者は、参加表明者の組織（設計共同体の場合は、代表構成員に限る。）に所属していること。

(3) 業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任（以下「再委託」という。）する協力事務所に要求される資格

別紙4「広島市委託契約約款（建築設計業務用）」第11条の2第1項の各号のいずれにも該当しないこと。

4 公募スケジュール

区 分	スケジュール
募集の公示	令和7年6月3日（火）
質問の受付期間	令和7年6月3日（火）から令和7年6月17日（火）まで
質問に対する回答の公表	令和7年6月23日（月）
参加表明書の提出期間	令和7年6月3日（火）から令和7年6月25日（水）まで
技術提案者の選定結果の通知	令和7年7月初旬（予定）
技術提案書の提出期間	技術提案者の選定結果通知日の翌日から令和7年8月20日（水）まで
技術提案書に係るヒアリング（審査委員会）の実施	令和7年9月初旬（予定）
設計候補者の選定結果の通知	令和7年9月初旬（予定）

5 事業スケジュール（予定）

- ・令和7・8年度：基本・実施設計
- ・令和9～11年度：新築工事等
- ・令和12年4月：開校

6 担当課

広島市都市整備局営繕部営繕課（本庁舎7階）

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電 話：082-504-2339

F A X：082-504-2182

電子メール：eizen@city.hiroshima.lg.jp

7 質問の受付及び回答

(1) 提出方法等

質問内容（本件プロポーザルに係る各種資料、様式その他業務の受託を検討する上で必要な事項に限る。）を質問書（様式14）に記入の上、持参、郵送又は電子メールで前記6の担当課へ提出し、提出した旨を電話連絡すること。

なお、質問書には、参加表明者の担当部署、担当者氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

(2) 受付期間

公示日から令和7年6月17日（火）まで

ただし、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日に必着とする。また、電子メールの場合は受付期間の最終日の17時15分までに必達とする。

(3) 質問に対する回答

令和7年6月23日（月）（予定）までに本市ホームページ上（トップページの「事業向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度 プロポーザル・コンペ案件」→「【簡易公募型プロポーザル】湯来地域における小中一貫教育校校舎新築工事に伴う基本・実施設計業務」）に掲載する。

8 参加表明書の提出等

(1) 提出書類

様式1から様式5（設計共同体の場合は、様式1から様式8）を作成して、前記6の担当課へ提出すること。

(2) 提出書類の作成方法等

ア 様式1（参加表明書）

参加表明者（設計共同体の場合は、代表構成員及び構成員）及び作成者を記入すること（単体の場合は様式1-1、設計共同体の場合は様式1-2に記入）。

また、資格要件を満たしている場合は、□にチェックを記入するとともに、建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に係る令和7・8年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格の認定の登録番号を記入すること。

さらに、以下の書類を添付（設計共同体の場合は、代表構成員及び構成員ごと）すること。

- ① 様式1-別紙（資金的関係・人的関係調書）
- ② 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）
- ③ 建築士事務所登録証明書（写し可）

イ 様式2（参加表明者の経歴等）

様式に記載のある注意事項等を確認の上、参加表明者（設計共同体の場合は、代表構成員及び構成員）について、以下のとおり記入すること。

① 名称

参加表明者の名称を記入すること。

② 参加表明者の業務の実績

過去15年間における教育施設等の新築、増築又は改築（改修、模様替工事は除く。以下同じ。）に係る日本国内の設計業務実績（平成22年6月以降の業務で公示日までに完了しているもの）を1件（設計共同体の場合は、代表構成員及び構成員各1件

ずつ) 記入するとともに、実績を証明する書類(契約書の写し等)を添付すること。

※ 教育施設等とは、学校教育法の学校(小学校、中学校、義務教育学校(小・中一貫校)、高等学校、中等教育学校(中・高一貫校)、特別支援学校に限る)とする(以下同じ)。

※ その他、実績の対象とするとする施設は、建築基準法別表第1(い)欄(1)項から(4)項に掲げる用途に供するもの(下宿、共同住宅、寄宿舎は除く。)及び事務所その他これに類するものとする。

ウ 様式3(管理技術者及び照査技術者の資格・経歴等)

様式に記載のある注意事項等を確認の上、管理技術者については①から⑧、照査技術者については①から③を以下のとおり記入すること。

① 氏名

技術者の氏名及びふりがなを記入すること。

② 所属・役職

技術者の所属する組織及び役職を記入するとともに、雇用関係を確認できるものの写し(健康保険被保険者証等)を添付すること。

③ 保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類(免許証の写し等)を提出すること。

また、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことの分かる書類を提出すること(建築士法施行規則第17条の37第1項1級建築士定期講習の項イ(同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)に該当する場合を除く。)

④ 業務の経験

管理技術者としての経験年数(公示日時点での満年数とする。)を記入すること。

⑤ 業務の実績

管理技術者が担当した過去15年間における教育施設等の新築、増築又は改築に係る日本国内の設計業務実績(平成22年6月以降の業務で公示日までに完了しているもの)を1件記入すること。

⑥ 受賞歴

管理技術者について、建築関係建設コンサルタント業務のうち、別紙12「建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞について」に示すものなどの公的又は公益的機関による建築作品(建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としない。)としての受賞歴(以下「受賞歴」という。)のうち、主任担当技術者以上の立場で携わったものを記入するとともに、受賞実績が分かるもの(賞状の写し、受賞時の講評、掲載された雑誌の写し等)を添付すること。

ただし、記入の対象とする受賞歴は、原則として、日本国内の別紙12に示す賞のものとするが、その他の海外の賞等については、前記7(1)及び(2)により質問をし、同(3)による回答を確認すること。

なお、受賞歴の記載は3件までとする。

ただし、同一物件において複数の機関から受賞していたとしても、1件と評価する。

⑦ 継続教育(CPD)

管理技術者について、令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)に取得した時間数を記入するとともに、建築CPD運営会議プログラム認定証明書や建築士会CPDの実績証明書の写しを添付すること。

⑧ 手持ち業務の状況

管理技術者について、公示日現在の手持ち業務の状況について記入すること。

エ 様式4（主任担当技術者の経歴等）

主任担当技術者別に、様式3と同様（前記ウの「管理技術者」を「主任技術者」に読み替える。）に記入すること（⑥受賞歴については、建築（総合）担当主任技術者のみとする。）。

ただし、前記ウ③の保有資格については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記入するとともに（海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出する場合は記入してもよい。）、当該資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

また、建築士法に規定される建築士の技術者資格を記入する場合は、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことの分かる書類を提出すること（建築士法施行規則第17条の37第1項1級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）。

分担業務分野	評価する技術者資格
建築（総合）	一級建築士
	二級建築士
建築（構造）	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士
電気	設備設計一級建築士
	建築設備士、技術士、一級建築士
	一級電気工事施工管理技士
	二級電気工事施工管理技士
機械	設備設計一級建築士
	建築設備士、技術士、一級建築士
	一級管工事施工管理技士
	二級管工事施工管理技士

※ 「技術士」の資格は、当該分野における技術士に限る。

オ 様式5（協力事務所の名称等）

主任担当技術者（建築（総合）を除く。）の業務を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入すること。

カ 様式6（設計共同体結成届）

設計共同体でプロポーザルに参加する場合に作成し、提出すること。

キ 様式7（設計共同体協定書）

設計共同体でプロポーザルに参加する場合は、協定を締結し、協定書の写しを提出すること。

ク 様式8（設計共同体の取組体制）

設計共同体でプロポーザルに参加する場合は、分担業務分野ごとに、代表構成員・構成員の欄に所属、担当者氏名及び業務分担率等を記入すること（構成員の業務分担率は、30%以上とすること。）。

(3) 参加表明書の受付等

ア 受付期間

公示日から令和7年6月25日（水）まで

ただし、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

イ 提出部数等

1部を担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。提出に要する費用の負担は参加表明者の負担とする。

9 技術提案書の提出者の選定等

設計者選定審査委員会（後記15参照）において、提出された参加表明書の審査（評価）を行い、参加表明者のうち評価の合計点の高い者から技術提案書の提出者（以下「技術提案者」という。）を選定する。

(1) 技術提案者の選定方法等

ア 技術提案者の選定基準

別紙10「技術提案書の提出者を選定するための基準」のとおりとする。

イ 技術提案者の選定数

技術提案者は5者程度を選定する。

(2) 技術提案者の選定結果の通知

令和7年7月初旬（予定）に、技術提案者の選定結果を参加表明者全員に通知する。

10 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明者のうち、技術提案者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知する。

(2) 前記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、広島市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 前記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（市の休日を除く。）以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

ア 受付場所 前記6の担当課

イ 受付時間 8時30分から17時15分まで

11 技術提案書の提出等

(1) 提出書類

前記9(2)により選定の通知を受けた者は、様式9から様式13までを作成して、前記6の担当課へ提出すること。

(2) 提出書類の作成方法等

ア 各様式共通事項

各様式とも1枚ずつ作成することとし、文章の文字サイズは11ポイント以上、イメージ図等の注釈は8ポイント以上とし、判読できるものとする。

なお、記載に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ・技術提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述する。
- ・視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない（表現の許容範囲については、別紙13「表現の許容範囲の取扱い」を参照）。
- ・技術提案の評価に当たっては、文章により表現された内容を評価することが基本で

あり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。

- ・説明文の補足と認められない視覚的表現（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合など）は、評価対象とならない。
- ・視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えているものが含まれると判断される場合は、別紙11「技術提案書を特定するための基準」における評価項目「業務実施方針及び手法」の6つの評価の着目点ごとに、当該評価点から、その2分の1を減点する。
- ・技術提案者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）はしてはならない。
- ・設計と条件及び基本計画の内容を踏まえた技術提案を行うものとする。
なお、上記に反する内容でなければ、上記にない事項に関する技術提案を妨げるものではない。

提出書類について、この実施要領及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は減点又は無効とすることがある。

また、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。

なお、様式10、様式11、様式12及び様式13の全ての表面には技術提案者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名等）の記述はしないこととし、裏面に技術提案者名を記入すること。

イ 様式9（技術提案書）

技術提案者（設計共同体の場合は、代表構成員及び構成員）及び作成者を記入すること。

ウ 様式10（業務実施方針及び手法）

業務の実施方針、取組体制及び設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）を本様式1枚（片面）に簡潔に記述すること。

なお、他の建設コンサルタント等の協力、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。

エ 様式11-1（評価テーマ等に対する技術提案）

次の各評価テーマに対する技術提案について、本様式2枚（片面）にまとめて記述すること。（各評価テーマの内容については、別紙11に記載している。）

- ・評価テーマ1：主体的で深い学びを実現することができる施設
- ・評価テーマ2：地域と連携・協働できる施設
- ・評価テーマ3：湯来地域の豊かな自然になじむ木質感あふれる施設

オ 様式11-2（その他、設計上の配慮事項等に対する技術提案（評価テーマに対する内容を除く。）

評価テーマに対する内容を除く、設計上の配慮事項等に対し、設計と条件及び基本計画の内容を踏まえた技術提案について、本様式1枚（片面）にまとめて記述すること。

カ 様式12（過去の作品）

管理技術者が携わった設計業務のうち、過去15年間（平成22年6月から公示日までをいう。）に完成している建築物を2件まで選び記述すること（評価対象ではないが、技術提案書を審査する際の参考とする。）。)

建物概要（配置図、平面図、立面図、透視図、写真、設計意図等で、説明に当たって必要と考えるもの）は、2件を本様式1枚（片面）にまとめて記述すること。

キ 様式13（評価テーマ等に対する技術提案（公表用））

様式11-1及び11-2の概要版として、2枚（片面）にまとめて作成すること。また、本市ホームページ等に掲載する公表用として使用するため、記述は公表できるところまでとする。ただし、イメージ図等がある場合は必ず掲載すること。また、表面には技術提案者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名等）の記述はしないこと。

(3) 技術提案書の提出期間等

ア 受付期間

技術提案書の提出者の選定結果通知日の翌日から令和7年8月20日（水）まで持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

イ 提出部数等

様式9及び様式13は1部、様式10、様式11-1、11-2及び様式12は13部（左綴じ、カラー使用可）を担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。また、様式10、様式11-1、11-2、様式12及び様式13についてはPDFデータを前記6の担当課宛に提出すること。なお、提出に要する費用の負担は技術提案者の負担となる。

(4) 技術提案書に係る質疑

技術提案書に係るヒアリング（審査委員会）実施に先立ち、技術提案書について、本市から文書による質疑を行うことがある。その場合、技術提案書の提出者は、技術提案書に係るヒアリング（審査委員会）の5日前までに、文書により回答するものとする。回答は、技術提案書の一部とみなす。

12 技術提案書の特定方法等

(1) 技術提案書等の特定

提出された技術提案書については、設計者選定審査委員会（後記15参照）において、ヒアリングを実施の上で審査（評価）し、総合評価点が最も高いものから順に順位付けして特定する。

また、その技術提案者を「第一位特定者」、「第二位特定者」、「第三位特定者」と、全員を順位付けして特定する。

ただし、別紙11「技術提案書を特定するための基準」における評価項目「業務実施方針及び手法」の評価点の合計が70点満点中6割未満である者、又は同項目の6つの評価の着目点のうち、いずれかの評価点が各配点の2割以下である者は、特定しないものとする。

ア ヒアリングの実施

ヒアリングについては、提出された技術提案書を基に行う。

なお、実施日時（令和7年9月初旬を予定）、場所等の詳細は技術提案者に別途連絡する。

イ 技術提案書の特定基準

別紙11「技術提案書を特定するための基準」のとおり。

(2) 設計候補者の選定

前記(1)により特定された者を、第一位特定者から順に設計候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

(3) 候補者の選定結果の通知

令和7年9月初旬（予定）に、候補者の選定結果を技術提案者全員に通知する。

なお、この通知は、単に候補者の選定結果を伝える事実上の行為であり、設計者を決定するものではない。

13 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した技術提案書が特定されなかった者（以下「非特定者」という。）に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知する。
- (2) 前記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、広島市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 前記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（市の休日を除く。）以内に書面によって行う。
- (4) 非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりとする。
 - ア 受付場所 前記6の担当課
 - イ 受付時間 8時30分から17時15分まで

14 審査結果等の公表

(1) 審査結果の公表

候補者の選定後、以下のとおり審査結果を公表する。

区 分		技術提案書(公表用) (様式13)	評価の 総合計点	備考
技術 提案者	①第一位特定者	公表	公表	参加表明者名 と共に公表
	②第一位を除く特定者	公表	公表	匿名で公表
	③非特定者	公表	公表	
参加表明者（技術提案者を除く）			公表	

※ ②の特定者のうち、後記16(2)により契約交渉の相手方になった者については、①と同様に公表する。

※ 前記12(1)のただし書き及び後記17により無効又は失格となった場合には、その者の名称及び評価されなかった項目については、公表しないものとする。

(2) 応募者の公表

候補者の選定後、参加表明者名を順不同にて公表する。

(3) 委員等の公表

候補者の選定後、後記15の委員等を公表する。

15 設計者選定審査委員会

技術提案者の選定及び技術提案書の特定は、湯来地域における小中一貫教育校校舎新築工事に伴う基本・実施設計業務設計者選定審査委員会で行う（本審査委員会の委員等は前記14のとおり候補者の選定後に公表する。）。

16 契約等

- (1) 本業務の契約は、市と設計者等の2者契約とし、候補者と見積合せの上、契約の締結を行う。

- (2) 候補者が辞退、失格又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次の順位の特
定者を候補者とし、契約交渉を行う。

17 その他の留意事項

- (1) 本業務は、基本設計及び実施設計の業務を行うものであり、基本設計完了後、本市の承
認を得た上で、実施設計に着手すること。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非選定通知を受けた者は、技術提案書を
提出できないものとする。
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- (5) 提出された技術提案書の著作権は、その技術提案者に帰属することとする。
- (6) 提出された参加表明書は、技術提案者の選定以外に参加表明者に無断で使用しない。
なお、選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された「評価テーマに対する技術提案（公表用）」（様式13）は、候補者の選定後、
特定・非特定者に限らず、全て本市ホームページ等に掲載し公表することとしている。
ただし、前述のとおり、技術提案者名については契約交渉の相手方となった特定者のみ
表示することとしている。
なお、無効となった技術提案書は公表しないものとしている。
- (8) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1参加企業につき1申請とする。
- (9) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。また、
参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。
ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由が生じた場合には、同等以上の技術者
を配置するとともに、発注者の了解を得て変更することができる。
- (10) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加表明書又は技術提案書
を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書が書類不備（誤記載を含む。）で確認できない場合、参加表
明書又は技術提案書を無効とする。
- (12) 参加表明者及び協力事務所が、参加表明書の提出後から契約までの間において、前記3
に示す条件を満たすことができなくなった場合は、その参加表明者が提出した一切の提出
物を無効とし、失格とする。
- (13) 前記6の担当課以外へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (14) 参加表明者（参加表明を予定している者を含む。）又はその関係者は、公示日から候補
者を選定するまでの期間において、技術提案者の選定及び技術提案書の特定に関して、設
計者選定審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、
失格とすることがある。
- (15) 本プロポーザルは、候補者を選定するものであるため、設計業務の具体的な内容につい
ては、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するもの
とする。
- (16) 今後の社会経済状況の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする
場合がある。この場合、参加表明者に対して市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 本業務の結果、高度な技術力に基づく工事監理が必要と認められる場合には、本業務の
評価を踏まえた上で、本業務に係る工事の工事監理業務をプロポーザル方式で選定された
候補者と随意契約することがある。